

# 振り込め詐欺被害者救済法に関する Q&A

No	Q	A
1	「振り込め詐欺被害者救済法」とは、どんな法律ですか？	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 正式名称は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」といいます。</li><li>◆ この法律は、振り込め詐欺等(※)の被害に遭われた方のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金の支払手続等を定めたものです。</li></ul> <p>(※) 振り込め詐欺等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○オレオレ詐欺    ○還付金詐欺    ○架空請求詐欺</li><li>○融資保証金詐欺    ○ヤミ金</li><li>○インターネットオークション詐欺 等</li></ul>
2	どのような仕組みでお金が返ってくるのですか？	<ol style="list-style-type: none"><li>①. 警察や弁護士、被害に遭われた方等の情報提供に基づき、金融機関が犯罪利用口座と判断した場合に口座凍結（取引の停止）を行います。</li><li>②. 次に、預金保険機構のホームページに掲載される公告を利用して口座名義人の権利を失わせます（この公告を消滅公告といい、法律で 60 日以上と定められています）。</li><li>③. ②の公告で口座の権利が消滅しましたら、次に預金保険機構のホームページで、被害にあった方からの資金分配の申請を受け付けることを公告します（この公告を分配公告といい、法律で 30 日以上(※1)と定められています）。この期間内に申請のあった方については、被害者であることや被害額等を認定させていただいたうえで、口座に残った資金(※2)を複数の被害者がいる場合は被害額で按分して資金を返還させていただきます。</li></ol> <p>(※1) 臨時的措置として、現在は 60 日の期間を設けております。</p> <p>(※2) 口座の残高が 1,000 円未満の場合は返還の対象とならず預金保険機構に納付されます。</p>

# 振り込め詐欺被害者救済法に関する Q&A

No	Q	A
3	被害に遭ったお金が全額返ってくるのですか？	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ この法律は、銀行が犯罪利用預金口座を凍結して、その口座に残っている資金を被害者の方々に返還する手続きを定めたものです。</li><li>◆ 犯罪利用口座の預金残高が被害金の総額より少ない場合には、銀行は預金残高を超えて被害金の支払を行うものではありません。またこのうち、被害者が複数の場合には、被害者間で振込金額に応じ按分することとなります。このような場合など、被害金全額の支払ができない場合がありますので、ご了承ください。</li><li>◆ 口座の残高が 1,000 円未満の場合は返還の対象とならず預金保険機構に納付されます。</li></ul>
4	分配金の申請はいつ行えばよいのですか？	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 原則は分配公告（Q 2、③）期間中に申請を行うこととされておりますが、消滅公告（Q 2、②）で被害に遭われた口座が掲載されますと申請できることとされております。</li><li>* 消滅公告段階における申請につきましては、公告期間中に「権利行使の届出」（口座名義人等から所定の方式による異議申出）があった場合や犯罪利用口座でないことが明らかになった場合など、消滅公告手続は中止となり分配金の申請は無効となりますので、あらかじめご了承ください。</li></ul>
5	公告はいつも見ていないといけないのですか？	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ リソナ銀行の「振り込め詐欺被害者救済法照会窓口」（7-19-14）に被害のお申出をいただければ、公告の開始や申請手続についてのご案内を差し上げる予定です。</li></ul>
6	どこへ申請すればよいのですか？	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 原則としてお振込先の金融機関に申請していただくことになります。</li></ul>

# 振り込め詐欺被害者救済法に関する Q&A

No	Q	A
7	申請にはどのような書類が必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 所定の「申請書」をご提出いただきます。</li><li>◆ 本人確認の書類（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど）のコピーもあわせてご提出いただきます。</li><li>◆ また、お振り込みの明細票（お振り込みの事実を確認できる資料）等のコピーもご提出ください。<ul style="list-style-type: none"><li>* 見当たらない場合には「振り込め詐欺被害者救済法照会窓口」（7リ-ダィヤル）までお問い合わせください。</li></ul></li></ul>
8	申請書はどこでもらえますか？	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ リそな銀行の各支店または最寄りの金融機関にてご請求ください。</li><li>◆ リそな銀行のホームページでも掲載しておりますのでご利用ください。</li><li>◆ 「振り込め詐欺被害者救済法照会窓口」（7リ-ダィヤル）でも申請書のご請求を承ります。</li></ul>
9	申請が遅れても大丈夫ですか？	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 本法では、申請期限を過ぎてしまいますと資金返還を受けることができないとされておりますので、必ず申請期間中にご申請ください。</li></ul>
10	お金が返ってくるのはいつ頃ですか？	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 消滅公告（Q 2、②）を開始してから約 6 ヶ月後に資金が返還される予定です。</li><li>◆ お待たせして申し訳ございませんが、法律上の手続期間を経て、確実に資金返還手続を実行するために必要な期間となりますので、あらかじめご了承ください。</li></ul>
11	自宅でインターネットを見ることができないのですがどうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 「振り込め詐欺被害者救済法照会窓口」（7リ-ダィヤル）にお電話をいただきましたら、お振り込みの明細を伺い、申請のお手続についてサポートさせていただきます。お気軽にお問い合わせください。</li></ul>

# 振り込め詐欺被害者救済法に関する Q&A

No	Q	A
12	平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震での特別な対応はありますか。	<p>東北地方太平洋沖地震で被災された皆さまに対しまして、心より、お見舞い申し上げます。</p> <p>震災により、被害回復分配金の支払申請が行えず、被害回復が受けられない被害者が発生することを防止するため、すでに支払手続開始公告を実施している対象口座について、いったん公告を取り下げ、再公告を行うことにより、実質的に申請期間を延長している口座がございます。</p> <p>また、新たに、支払手続が開始となる口座は、当面、申請期間が60日から90日に延長されます。</p> <p>○対象公告：支払申請期間が以下のもの 平成23年（以下いずれも平成23年）1月18日～3月22日、2月2日～4月4日、2月17日～4月18日、3月2日～5月2日、3月17日～5月16日</p> <p>○変更後の支払申請期間（予定） 4月2日～7月1日（公告日4月1日）</p>